



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会社名 東洋エンジニアリング株式会社  
代表者 取締役社長 中尾 清  
(コード番号 6330 東証第一部)  
問い合わせ先 契約法務本部長 井上 光彦  
(TEL. 047-454-1503)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 61 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

当社は、取締役会の監督機能の強化を図るため、取締役会長を常設として、取締役会を招集し議長を務めるよう、現行定款第 23 条および第 24 条に所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：平成 28 年 6 月 29 日  
定款変更の効力発生日：平成 28 年 6 月 29 日

以 上

(別紙)

(下線      は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(役付および代表取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を置く。なお、必要あるときは、<u>取締役会は、その決議によって取締役会長1名を置くことができる。</u></p> <p>(2) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(3) 取締役社長は取締役会の決議に基づき業務の執行を統轄し、取締役は取締役社長を補佐し、取締役社長差支えあるときはあらかじめ取締役会の定めた順序によりその職務を代行する。</p>	<p>(役付および代表取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって<u>取締役会長1名</u>、取締役社長1名を置く。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集権者、招集通知および議長)</p> <p>第24条 取締役会は取締役をもって組織し、当会社の重要な業務の執行を決定する。</p> <p>(2) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長を置くときは取締役会長が、取締役会長を置かないときは取締役社長が招集する。ただし、取締役会長または取締役社長に差支えあるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が招集する。</u></p> <p>(3) 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役および各監査役に対して発する。ただし、取締役および監査役の全員の同意があるときは招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(4) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長を置くときは取締役会長が、取締役会長を置かないときは取締役社長が議長となる。ただし、取締役会長または取締役社長に差支えあるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が議長となる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者、招集通知および議長)</p> <p>第24条 取締役会は取締役をもって組織し、当会社の重要な業務の執行を決定する。</p> <p>(2) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長が招集する。ただし、取締役会長に差支えあるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が招集する。</u></p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長が議長となる。ただし、取締役会長に差支えあるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が議長となる。</u></p>

以上